

国民健康保険税の税率

令和3年度の資産割廃止の経過措置により、税率を改定します。

※均等割および平等割は変更ありません。

		令和元年度 【変更前】	令和2年度 【変更後】
基礎課税（医療保険）分	所得割	5.37%	5.64%
	資産割	10.00%	5.00%
後期高齢者支援分	所得割	1.87%	1.94%
	資産割	3.33%	1.66%
介護保険2号被保険者分	所得割	1.30%	1.40%
	資産割	3.33%	1.66%

軽減の条件

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の低所得者に対する軽減の条件について、基準所得金額を下記のとおり改定しました。各所得区分に応じて均等割と平等割を軽減します（申請不要）。6月中旬に郵送する令和2年度国民健康保険税納税通知書で確認してください。

2割軽減の基準所得

【変更前】33万円 + (被保険者数 × 51万円) 以下



【変更後】33万円 + (被保険者数 × 52万円) 以下

5割軽減の基準所得

【変更前】33万円 + (被保険者数 × 28万円) 以下



【変更後】33万円 + (被保険者数 × 28.5万円) 以下

国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響や災害、失業・廃業などにより前年よりも世帯全体の所得が著しく減少した場合などで、保険税を納付することが困難な人は、申請により税額を減免できる場合がありますので相談してください。詳しくは、市ホームページで確認してください。

市税は納期限までに納めましょう

市税は、福祉や教育をはじめとするさまざまな分野にわたって、公共サービスを提供するための貴重な財源です。市民の皆さんが安心して快適な生活を送れるように、決められた納期限までに自主的な納付をお願いします。

困ったときは相談してください

大幅な収入減、事業の休廃業、けがや病気などにより納期限内に納付できない場合は、早めに相談してください。

相談日時

相談、問い合わせは、電話でも対応できます。また、新型コロナウイルス感染症に係る猶予の特例申請は郵送でも受け付けします。詳しくは、市ホームページを見てください。

○平日…午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後7時まで（祝日、年末年始を除く））

○日曜日…毎月月末の午前9時～正午、午後1時～4時（5月と12月は拡大して開設。詳しくは、該当月の1日号の広報を見てください。）

相談しないで放置してしまうと…

本来納付する税額以外に延滞金が増加されたり、差し押さえなどの滞納処分により、強制的に市税の徴収を受けたりすることになります。